

兵庫県公報

令和5年10月10日 火曜日 第455号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	2
○ 保安林の指定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定予定（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	9
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（都市計画課）	10
公 告	
○ 令和5年度若人の賞受賞者（男女青少年課）	10
○ 県立総合衛生学院跡地売却に係る公募型プロポーザルの実施（医務課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	14
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨	15
○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨	15
○ 政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨	15
○ 政治団体から提出された平成29年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治団体から提出された平成30年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治団体から提出された令和元年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治団体から提出された令和2年分の収支報告書の要旨	17
○ 政治団体から提出された令和3年分の収支報告書の要旨	18
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	29
労働委員会公告	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	47
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	49
○ 同 上	50
○ 同 上	50

告 示

兵庫県告示第1028号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社ビビッドガーデン
東京都港区浜松町1丁目7番3号 第一ビル4F
- 2 指定をした日
令和5年9月1日



兵庫県告示第1029号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町須野谷字シナラ20から22まで、457、458の1、463、464、464の1、464の2、468、471の1、472の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1030号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町小丸字大岩448、448の1、449、449の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1031号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字ジャバミ1184
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1032号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字向河原谷307の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1033号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字トエド1461の3
- 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1034号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区米地字大苧87、字井ノ谷93の1、字宮山136の1、字溝呂場314、316、香住区訓谷字トキ谷1085の1、字堂谷1093の1、1106の1から1106の3まで、字家ノ脇1125の1、字滝谷1142

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字東下モ山25、25の53

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1036号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区三川字地蔵ノナル436の6から436の10まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1037号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町歌長字二ノ谷2710、2712、2722（次の図に示す部分に限る。）、2722の1、字三ノ谷2764、2771
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1038号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字松本670、字ソラ田735
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1039号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区黒田字上エ中117、118、125、126、128、129、131、字府中253の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

村岡区黒田字上エ中126、125・128・129・131・字府中253の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区市原字小西443、字中尾795の2、字新原893の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区米地字家ノ前244、字小立262
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区丹生地字ミノヲ824、827、838、838の1から838の7まで、838の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町小代区水間132、133
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小代区水間132、133

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1044号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町春来字山田1618の2、1618の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町春来字横尾607の2、607の25、609の3、609の5、字城山1149の12、1149の33

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1046号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町正法寺字般若45の40、45の43、45の77、45の80、45の91、字上地124の1、124の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1047号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町唐川字鉄木101
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1048号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市鴻池二丁目177番2の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第1049号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 2 変更認可の年月日
 令和5年10月10日

公 告

令和5年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）により、令和5年9月23日に次の者を表彰した。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏 名 内 田 将 都
 (2) 住 所 西宮市
 (3) 功績内容
 日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 柴 田 絢 音
 (2) 住 所 豊岡市
 (3) 功績内容
 地域活性化活動団体Q'sの代表としてコロナ禍で地域行事の中止が相次ぐなか手作りの夏祭り「あわフェス」を企画運営し地域の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 能 登 美 有 紀
 (2) 住 所 神戸市
 (3) 功績内容
 ガールスカウト兵庫県連盟の若手リーダーとしてジェンダー平等の実現に取り組むとともにスカウト活動の活性化に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 藤 井 鳳 綺
 (2) 住 所 多可郡多可町
 (3) 功績内容
 幼少の頃より地域のごみ拾い活動に取り組みリサイクルを通じて購入した車いすを寄贈するなど地域の環境美化と福祉の向上に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 藤 田 真 奈
 (2) 住 所 尼崎市
 (3) 功績内容
 尼崎市子ども会連絡協議会の青年リーダーとして地域の若手リーダー育成をはじめとする子ども会活動の企画・運営に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

県立総合衛生学院跡地売却に係る公募型プロポーザルの実施

県立総合衛生学院の跡地利用事業予定者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 趣旨

県立総合衛生学院の校舎老朽化による移転建替に伴い、県立総合衛生学院跡地の土地・建物について民間事業者に一括売却することとし、公募型プロポーザル（企画提案競技）により、兵庫県（以下「県」という。）が提示する要件に従って事業展開を希望する跡地利用事業予定者の提案を募集する。

2 事務局

兵庫県保健医療部医務課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館4階

TEL：078-341-7711（内線2727） FAX：078-362-4267

E-mail：imu@pref.hyogo.lg.jp

3 事業対象土地・建物

(1) 土地

ア 所在地：神戸市長田区海運町七丁目63番

イ 地目：学校用地

ウ 面積：2,289.18平方メートル

(2) 建物

ア 所在地：上記3(1)アに同じ

イ 種類：校舎ほか車庫

ウ 面積：延べ5,226.45平方メートル

4 応募資格

(1) 提案者は、自ら事業対象土地・建物の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営を行う事業者により構成することとし、所定の地域貢献活動等の実施を条件とする。

(2) グループにより提案する場合には、グループの代表法人を定めること。

(3) 提案事業者の構成員は、他の提案事業者の構成員になることはできない。

(4) 提案事業者は、次の要件をすべて満たすこと。

ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者

イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者

(5) 提案事業者（グループによる提案の場合は全ての構成員）が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、資格を認める場合があるため事前に相談すること。）。

エ 国税及び地方税について滞納していないこと。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 参加資格の確認基準日は、提案申込の日とする。

5 失格要件

提案事業者が以下のいずれかに該当すると県が判断した場合は、その提案者は失格となる。

なお、企画提案内容の審査により事業予定者として決定した場合でも、契約締結までの間に当該失格事由に該当することが判明した場合は、決定を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。

(2) 提出書類に不備があり、補正が困難であるとき。

(3) 提案事業者の資格条件に違反しているとき。

(4) 「県立総合衛生学院跡地売却に係る企画提案競技審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）」の構成員へ審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があったとき。

(5) その他不正行為があるとき。

6 地域貢献活動等に関する条件

下記条件(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たすことを条件とする。提案にあたっては、各条件の実施内容を十分に検討すること。また、(1)から(3)への対応性は、本プロポーザルにおける評価項目としているので、要望内容を把握した上で参加すること。

条件(1) 生涯学習、生涯スポーツ等の拠点となる活動を事業として実施

条件(2) 教育施設運営としての土地活用

条件(3) 地域活動団体の活動拠点等としての地域住民への積極的な開放

7 土地の利用条件

(1) 土地

ア 県からの提供形態は、売却とする。

イ 購入申出価格について最低売却価格を設定する。

(2) その他留意事項

ア 地盤条件

地盤状況の調査・確認は、自らの責任と負担で行うこと。

イ 土壌調査

万一、土壌汚染が存在する場合、関係法令遵守のうえ、自らの責任と負担で撤去すること。県は、一切の責任を負わない。

8 建物・構造物等の利用条件

(1) 建物・構造物

現状有姿のまま引き渡す。

建物・構造物等が不要の場合は、事業実施者が自ら撤去すること。

(2) その他留意事項

ア PCB

敷地内にPCBは保管していない。なお、微量PCBの含有量については、調査をしていない。また、高圧受電設備の変圧器、コンデンサーは、調査をしていない。

イ アスベスト

簡易調査の結果、アスベストが使用されていることが判明した。当該建物を撤去する場合は、本格的な調査の後、関係法令を遵守のうえ、地域住民・安全への十分な配慮のもと、自らの責任と負担で適切に措置すること。

ウ その他の構造物・備品（フェンス、机、椅子、本等の備品など）

現状有姿のまま引き渡す。

その他の構造物・備品等が不要な場合は、事業実施者が自ら撤去・処分すること。

9 提案内容

(1) 事業の計画の内容

ア 事業コンセプト、全体事業計画、事業推進体制

イ 土地・施設の整備・利用計画

ウ 施設運営計画

エ 地元・地域貢献活動計画

オ 既存建物の撤去

カ 資金計画

キ スケジュール

(2) 契約予定価格

購入申出価格から既存建物撤去費用を差し引いたものを契約予定価格とする。

ただし、購入申出価格については下記の最低売却価格以上とし、それを下回る提案は認めない。また、購入申出価格を上回る既存建物撤去費用は認めない。

ア 購入申出価格に係る最低売却価格

370,850,000円（税抜）（既存建物の撤去費は含まない。）

イ 既存建物撤去費用

既存建物の撤去に要する費用（税込）

10 禁止する用途

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風

俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途

- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 政治的用途・宗教的用途
- (4) 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途
- (5) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途

11 工事着手時期等

事業実施者は、原則として土地の引渡し後、速やかに工事着手し、運営を開始すること。なお、土地引渡し後5年以内に全ての施設の整備を完了すること。ただし、やむを得ない事情があると県が認めた場合は、その期間を延長することがある。

12 事業化にかかる費用負担

提案内容の事業化及び土地を含めた施設の運営・管理に要する費用（敷地内の山林、建物・構築物、上下水道、電気通信設備等のインフラの維持修繕費用等を含む。）について、県は一切負担しない。

13 撤去・建設

- (1) 撤去・建設にあたっては、関係法令を遵守し、地域住民への影響を最小限とするよう取り組むこと。

14 設計図書の閲覧

- (1) 提案事業者は、既存建物の設計図書を閲覧することができる（コピー不可）。
- (2) 閲覧を希望する場合は、事前に事務局へ連絡すること。

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

15 その他の要件

- (1) 建築基準法、その他国、県、神戸市の関係法令等を遵守すること。
- (2) 建物の改修、解体等が必要な場合は、県から引渡しを受けた後、事業実施者の負担において行うこと。
- (3) 提案時の設置・運営計画を変更する場合は、県の承諾を得ることとし、土地・建物は、県の承諾のない限り、運営開始後10年間は、用途の変更及び第三者に転売又は貸付けを行わないこと。
- (4) 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、事業実施者の責任において適切に行うこと。
- (5) 本件土地については、既に当該土地を使用する事業等の予定があるため、売買契約及び土地引渡し後であっても、令和6年10月30日までは県に無償での使用を許可すること。

この場合において、使用日及び使用目的については別途通知する。

16 募集手続

- (1) 募集要項の配布場所及び配布期間

ア 期 間：令和5年10月10日（火）から同年11月10日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場 所：事務局（兵庫県保健医療部医務課）

インターネットからのダウンロード

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/r5sougoueiseiatochibaikyaku.html>)

- (2) 質問書の受付・回答

ア 資 格：提案申込を行おうとする者

イ 受付期間：令和5年11月6日（月）から同月10日（金）まで（必着）

ウ 提出方法：質問書によりFAX又は電子メールにて事務局に提出すること。

口頭、電話等による質疑は受け付けない。

エ 回答方法

(7) 提案又は事業実施上必要と認められるものについてのみ回答を行う。

(4) 回答は、県ホームページで公表する（原則として、質問者に対する個別回答は行わない。）。その際、質問者の名称は記載しない。

(7) 回答をもって、本募集要項の修正を行うことがある。

- (3) 提案申込（参加表明）

- ア 期 間：令和5年12月11日（月）から同月15日（金）まで（必着）
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 場 所：事務局（兵庫県保健医療部医務課）
- ウ 申込方法：提案申込書類を事務局へ持参又は郵送すること。

(4) 提案書類の受付

- ア 期 間：令和6年1月22日（月）から同月26日（金）まで（必着）
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 場 所：事務局（兵庫県保健医療部医務課）
- ウ 提出方法：提出書類を事務局へ持参又は郵送すること。

17 事業予定者の選定

(1) 選定方法

学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する審査等委員会において、契約予定価格及び提案内容に対する総合的な審査を行ったうえで、事業予定者を選定し、次点の者を次順位事業予定者として選定する。なお、提案の内容によっては、第3順位事業予定者までを選定することがある。

(2) 事業予定者の決定

事業予定者及び順位づけを行った事業予定者は、審査等委員会の選定結果に基づき、県が決定する。

18 その他

(1) 本プロポーザル及び募集要項の承諾

提案事業者は、提案募集申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 詳細は、募集要項による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市小坂町字川原37番34、37番131から37番133まで
同 市小坂町字川岸61番3、63番1、64番から66番まで、67番1、63番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市末広三丁目18番44号
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年3月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-28号（4西脇）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会〇〇〇

委員長○石 堂 則 本

表神戸市の項中

「

	いぶき西フレア	神戸市西区井吹台西町4丁目4
--	---------	----------------

」

を

「

	いぶき西フレア	神戸市西区井吹台西町4丁目4
	兵庫県立兵庫津ミュージアム	神戸市兵庫区中之島2丁目2-1
	西神中央ホール	神戸市西区美賀多台1丁目1-1

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成26年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西岡正後援会

報告年月日 04.09.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成27年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西岡正後援会

報告年月日 04.09.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成28年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西岡正後援会

報告年月日 04. 09. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成29年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西岡正後援会

報告年月日 04. 09. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成30年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

岸田光広後援会

報告年月日 04. 12. 28

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

西岡正後援会

報告年月日 04. 09. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和元年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

岸田光広後援会

報告年月日 04. 12. 28

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

神戸元気ウーマンネット

報告年月日 04. 10. 05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西岡正後援会

報告年月日 04. 09. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和2年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

辰 巳 浩 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類

明石市議会議員

報告年月日 05. 01. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

岸田光広後援会

報告年月日 04. 12. 28

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

神戸元気ウーマンネット

報告年月日 04. 10. 05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西岡正後援会

報告年月日 04. 09. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和3年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

自由民主党竹野町支部

報告年月日 04.10.13

1 収入総額	546,524
前年繰越額	254,124
本年收入額	292,400
2 支出総額	125,142
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	292,400
自由民主党兵庫県第五選挙区支部	227,000
自由民主党兵庫県支部連合会	65,400
4 支出の内訳	
政治活動費	125,142
組織活動費	125,142

自由民主党中央支部

報告年月日 04.10.12

1 収入総額	6,094,000
本年收入額	6,094,000
2 支出総額	6,094,000
3 本年收入の内訳	
寄附	5,800,000
個人分	4,000,000
団体分	1,800,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	294,000
自由民主党兵庫県支部連合会	294,000
4 支出の内訳	
経常経費	6,094,000
人件費	3,001,000
光熱水費	252,000
備品・消耗品費	520,000
事務所費	2,321,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
原 吉 藏	4,000,000 神戸市中央区
〔団体分〕	
兵庫県電柱広告協議会	300,000 神戸市中央区
医療法人社団一秀会	1,000,000 同 市北 区
医療法人社団清春会	500,000 同 市同 区

日本維新の会衆議院兵庫県第12選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

池 畑 浩太朗

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

10.06～12.31

報告年月日 04.09.29

1 収入総額	2,150,000
本年收入額	2,150,000
2 支出総額	1,972,026
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	2,150,000
日本維新の会	2,150,000
4 支出の内訳	
経常経費	677,268
人件費	400,000
光熱水費	2,538
備品・消耗品費	147,738
事務所費	126,992
政治活動費	1,294,758
組織活動費	134,290
機関紙誌の発行その他の事業費	1,160,468
宣伝事業費	1,160,468

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

（単位 円）

奥藤たかひろ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

奥 藤 隆 裕

資金管理団体の届出に係る公職の種類

赤穂市議会議員

報告年月日 04.09.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

北野誠一郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

北 野 誠一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

高砂市議会議員

報告年月日 05.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

現代都市政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

原 吉 三

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 04.09.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

辰 巳 浩 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員
報告年月日 05. 01. 26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

多宮健二を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名	多宮健二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三田市長
報告年月日 05. 03. 03	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

寺坂よしかずサポーターズクラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名	寺坂美一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	尼崎市議会議員
報告年月日 05. 03. 24	
1 収入総額	588,848
前年繰越額	57
本年收入額	588,791
2 支出総額	581,100
3 本年收入の内訳	
寄附	443,000
個人分	443,000
借入金	145,791
寺坂美一	145,791
4 支出の内訳	
政治活動費	581,100
その他の経費	581,100
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	443,000

ポーアイ内科医の会

資金管理団体の届出をした者の氏名	藤本俊
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日 05. 03. 28	
1 収入総額	4,843
前年繰越額	4,843
2 支出総額	0

わきた和子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	脇田和子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員
報告年月日 05. 01. 20	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

市位裕文後援会

報告年月日 04.09.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

猪名川の明日を創る会

報告年月日 05.03.24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

稲田つねみ後援会

報告年月日 04.11.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岩佐まさし後援会

報告年月日 04.09.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

梅谷光太郎後援会

報告年月日 04.09.29

1 収入総額	71,353
前年繰越額	71,353
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔借入金〕	
梅谷 光太郎	5,000,000

大北よし子後援会

報告年月日 04.09.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

太田やすふみ後援会

報告年月日 05.01.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

太田よしおをおうえんする会

報告年月日 05.03.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岡あきひこ後援会

報告年月日 04.09.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小原潤一後援会

報告年月日 05.01.12

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額		0
かがやき兵庫		
報告年月日 05.03.17		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
加戸仁志後援会		
報告年月日 04.09.05		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
岸田光広後援会		
報告年月日 04.12.28		
1 収入総額		200,000
前年繰越額		100,000
本年收入額		100,000
2 支出総額		0
3 本年收入の内訳		
寄附		100,000
政治団体分		100,000
4 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
自由民主党尼崎支部	100,000	尼崎市
近畿税理士政治連盟兵庫県第3支部連合会		
報告年月日 05.03.30		
1 収入総額		7,475,223
前年繰越額		6,881,842
本年收入額		593,381
2 支出総額		44,200
3 本年收入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		593,340
近畿税理士政治連盟		593,340
その他の収入		41
一件10万円未満のもの		41
4 支出の内訳		
政治活動費		44,200
組織活動費		43,100
その他の経費		1,100
くらしとまちに元気を 伊丹市民の会		
報告年月日 04.09.08		
1 収入総額		315,805
前年繰越額		258,968
本年收入額		56,837
2 支出総額		158,786
3 本年收入の内訳		
寄附		56,837
個人分		56,837
4 支出の内訳		

政治活動費		158,786
その他の経費		158,786
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	56,837	
香田永明後援会		
報告年月日 05.03.27		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
神戸元気ウーマンネット		
報告年月日 04.10.05		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
小山裕久後援会		
報告年月日 04.09.16		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
酒谷敏生後援会		
報告年月日 05.01.25		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
しばやすはると明日の川西市をつくる会		
報告年月日 05.03.28		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
新風兵庫		
報告年月日 05.01.25		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
しんや英樹後援会		
報告年月日 05.03.02		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
生活と政治をつなげる会		
報告年月日 05.02.24		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
創生ひょうご		
報告年月日 04.09.30		
1 収入総額		0
2 支出総額		0

田尾しげる後援会

報告年月日 04.10.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高瀬洋後援会

報告年月日 04.09.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

竹中隆一後援会

報告年月日 05.03.20

1 収入総額	196,840
前年繰越額	196,840
2 支出総額	0

田中まさたけサポート倶楽部

報告年月日 05.03.22

1 収入総額	907,228
前年繰越額	19,228
本年收入額	888,000
2 支出総額	832,304
3 本年收入の内訳	
寄附	888,000
個人分	540,000
政治団体分	348,000
4 支出の内訳	
経常経費	446,794
人件費	48,950
光熱水費	56,279
備品・消耗品費	5,980
事務所費	335,585
政治活動費	385,510
組織活動費	46,910
選挙関係費	6,600
機関紙誌の発行その他の事業費	5,000
宣伝事業費	5,000
寄附・交付金	327,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
朝野恒男	100,000 西宮市
田中正剛	100,000 同市
森岡賢司	110,000 同市
年間5万円以下のもの	230,000
〔政治団体分〕	
自由民主党西宮支部	348,000 西宮市

田中正剛を支える会

報告年月日 05.03.17

1 収入総額	751,759
--------	---------

前年繰越額		409,158
本年收入額		342,601
2 支出総額		326,282
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費(16人)		88,000
寄附		254,600
個人分		80,000
政治団体分		174,600
その他の収入		1
一件10万円未満のもの		1
4 支出の内訳		
経常経費		124,235
備品・消耗品費		9,959
事務所費		114,276
政治活動費		202,047
組織活動費		36,821
機関紙誌の発行その他の事業費		165,226
宣伝事業費		165,226
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	80,000	
〔政治団体分〕		
自由民主党西宮支部	174,600	西宮市

チームKOBE WITH

報告年月日 05.03.24

1 収入総額		0
2 支出総額		0

中川景太と尼から子どもの笑顔を増やす会

報告年月日 05.01.10

1 収入総額		0
2 支出総額		0

長崎くみ後援会

報告年月日 04.11.07

1 収入総額		500,000
本年收入額		500,000
2 支出総額		348,109
3 本年收入の内訳		
寄附		500,000
個人分		500,000
4 支出の内訳		
経常経費		2,280
備品・消耗品費		2,280
政治活動費		345,829
選挙関係費		345,509
その他の経費		320
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		

室井邦彦

500,000 尼崎市

中村三千雄後援会

報告年月日 05.03.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西岡正後援会

報告年月日 04.09.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西山博大後援会

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

日本第一党兵庫県本部

報告年月日 04.01.28

1 収入総額	100,000
本年收入額	100,000
2 支出総額	72,241
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000
日本第一党本部	100,000
4 支出の内訳	
経常経費	53,101
備品・消耗品費	53,101
政治活動費	19,140
組織活動費	19,140

萩原ただすけ後援会

報告年月日 04.09.15

1 収入総額	127,218
前年繰越額	77,218
本年收入額	50,000
2 支出総額	69,121
3 本年收入の内訳	
寄附	50,000
個人分	50,000
4 支出の内訳	
経常経費	69,121
光熱水費	15,896
備品・消耗品費	25,336
事務所費	27,889
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	50,000

橋尾哲夫後援会

報告年月日 05.03.24

1 収入総額		0
2 支出総額		0
原吉三後援会		
報告年月日 04. 10. 12		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
阪神交通政策研究会		
報告年月日 05. 04. 04		
1 収入総額		239, 709
本年收入額		239, 709
2 支出総額		166, 870
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費(113人)		216, 300
寄附		23, 409
個人分		14, 900
政治団体分		8, 509
4 支出の内訳		
政治活動費		166, 870
寄附・交付金		158, 200
その他の経費		8, 670
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	14, 900	
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	8, 509	
兵庫県西播・姫路未来会議		
報告年月日 04. 09. 01		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
藤尾潔後援会		
報告年月日 04. 12. 23		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
藤本幸作後援会		
報告年月日 04. 09. 07		
1 収入総額		3, 343
前年繰越額		3, 343
2 支出総額		0
ふるさと豊岡に元気と夢をすすめる推進委員会		
報告年月日 04. 09. 29		
1 収入総額		46, 607
前年繰越額		46, 607
2 支出総額		0
増山誠後援会		

報告年月日 04. 11. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宮東とよかず後援会

報告年月日 05. 03. 24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

森本富夫後援会

報告年月日 05. 02. 01

1 収入総額	34,158
前年繰越額	34,158
2 支出総額	0

山口光一と共助のまち芦屋へ！

報告年月日 04. 09. 21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山口みさえ後援会「みさえ広場」

報告年月日 04. 09. 27

1 収入総額	346,015
前年繰越額	46,015
本年收入額	300,000
2 支出総額	221,509
3 本年收入の内訳	
寄附	300,000
個人分	300,000
4 支出の内訳	
政治活動費	221,509
組織活動費	4,600
機関紙誌の発行その他の事業費	216,909
機関紙誌の発行事業費	216,909
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
山 口 み さ え	300,000 芦屋市

山本けんご後援会

報告年月日 05. 03. 27

1 収入総額	84,963
前年繰越額	84,963
2 支出総額	0

わしだ真緒後援会

報告年月日 05. 03. 06

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和5年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

令和3年解散分

自由民主党兵庫県宝塚市第二支部

報告年月日 04.08.22(03.04.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年解散分

自由民主党垂水支部新政会分会

報告年月日 04.06.08(04.06.08 解散)

1 収入総額	515,000
前年繰越額	515,000
2 支出総額	515,000
3 支出の内訳	
経常経費	515,000
人件費	120,000
備品・消耗品費	280,000
事務所費	115,000

自由民主党兵庫県伊丹市第二支部

報告年月日 04.03.24(04.03.24 解散)

1 収入総額	3,405,948
前年繰越額	3,405,948
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県神戸市長田区第三支部

報告年月日 04.04.07(04.04.07 解散)

1 収入総額	669,618
前年繰越額	669,618
2 支出総額	669,618
3 支出の内訳	
経常経費	669,618
人件費	600,000
事務所費	69,618

立憲民主党兵庫県参議院選挙区第1総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

鈴木 佐和子

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

03.01～10.27

報告年月日 04.11.01(04.10.27 解散)

1 収入総額	28,678,503
本年収入額	28,678,503

2	支出総額		28,678,503
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費(214人)		214,000
	寄附		464,503
	個人分		464,503
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		28,000,000
	立憲民主党本部		28,000,000
4	支出の内訳		
	経常経費		5,547,345
	人件費		2,374,723
	光熱水費		59,638
	備品・消耗品費		785,933
	事務所費		2,327,051
	政治活動費		23,131,158
	組織活動費		888,491
	選挙関係費		2,700,000
	機関紙誌の発行その他の事業費		19,542,667
	宣伝事業費		19,542,667
5	寄附の内訳		
	[個人分]		
	鈴木 佐和子	449,503	伊丹市
	年間5万円以下のもの	15,000	

立憲民主党兵庫県第12区総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	酒井孝典
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01~05.26
報告年月日 04.05.27(04.05.26解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

立憲民主党兵庫県第7区総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	安田真理
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01~04.15
報告年月日 04.04.20(04.04.15解散)	
1 収入総額	587,667
前年繰越額	570,020
本年收入額	17,647
2 支出総額	587,667
3 本年收入の内訳	
寄附	9,937
個人分	9,937
その他の収入	7,710
一件10万円未満のもの	7,710
4 支出の内訳	
経常経費	557,587
人件費	441,551

光熱水費	23,312
備品・消耗品費	6,200
事務所費	86,524
政治活動費	30,080
組織活動費	30,080
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	9,937

れいわ新選組衆議院兵庫県第8区総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	辻 惠
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～01.12
報告年月日 04.04.08(04.01.12 解散)	
1 収入総額	2,040,000
前年繰越額	2,040,000
2 支出総額	2,040,000
3 支出の内訳	
経常経費	440,000
人件費	440,000
政治活動費	1,600,000
機関紙誌の発行その他の事業費	1,600,000
その他の事業費	1,600,000

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

（単位 円）

安樹の会

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号 及び第2号
公職の候補者の氏名	安 田 真 理
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～04.15
資金管理団体の届出をした者の氏名	安 田 真 理
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の指定の期間	01.01～04.15
報告年月日 04.04.20(04.04.15 解散)	
1 収入総額	32,650
前年繰越額	24,659
本年收入額	7,991
2 支出総額	32,650
3 本年收入の内訳	
寄附	7,991
個人分	7,991
4 支出の内訳	
経常経費	17,570
事務所費	17,570
政治活動費	15,080
組織活動費	15,080
5 寄附の内訳	

〔個人分〕		
年間5万円以下のもの		7,991
梶原康弘後援会		
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号	
公職の候補者の氏名	梶原康弘	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～10.31	
報告年月日 04.11.15(04.10.31 解散)		
1 収入総額		220,475
前年繰越額		197,268
本年収入額		23,207
2 支出総額		220,475
3 本年収入の内訳		
寄附		23,207
政治団体分		23,207
4 支出の内訳		
経常経費		220,475
光熱水費		81,333
備品・消耗品費		28,000
事務所費		111,142
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの		23,207
酒井孝典後援会		
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号	
公職の候補者の氏名	酒井孝典	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～05.26	
資金管理団体の届出をした者の氏名	酒井孝典	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～05.26	
報告年月日 04.05.27(04.05.26 解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
泰平会		
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号	
公職の候補者の氏名	佐藤泰樹	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～12.15	
資金管理団体の届出をした者の氏名	佐藤泰樹	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～12.15	
報告年月日 05.01.13(04.12.15 解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0

NEW JAPAN 2050

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号
公職の候補者の氏名	佐藤泰樹
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	01.01～12.15
報告年月日 05.01.13(04.12.15 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

井上たかし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	井上隆司
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加古川市議会議員
資金管理団体の指定の期間	01.01～08.03
報告年月日 04.08.03(04.08.03 解散)	
1 収入総額	47,923
前年繰越額	47,923
2 支出総額	0

江見輝男後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	江見輝男
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川西市議会議員
資金管理団体の指定の期間	01.01～10.27
報告年月日 04.11.04(04.10.27 解散)	
1 収入総額	1,724
前年繰越額	1,724
2 支出総額	1,724
3 支出の内訳	
政治活動費	1,724
その他の経費	1,724

川西21ふれあいネットワーク

資金管理団体の届出をした者の氏名	小山敏明
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川西市議会議員
資金管理団体の指定の期間	01.01～10.10
報告年月日 04.10.19(04.10.10 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

かんなん芳治後援会「令和の会」

資金管理団体の届出をした者の氏名	河南芳治
資金管理団体の届出に係る公職の種類	丹波篠山市議会議員
資金管理団体の指定の期間	01.01～03.17
報告年月日 04.03.17(04.03.17 解散)	
1 収入総額	10,827
前年繰越額	10,827
2 支出総額	0

砂川辰義後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	砂 川 辰 義	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	高砂市議会議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～07.26	
報告年月日	04.07.26(04.07.26 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0

たくみ勇人後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	内 匠 勇 人	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	たつの市議会議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～03.15	
報告年月日	04.03.15(04.03.15 解散)	
1 収入総額		28,057
前年繰越額		28,057
2 支出総額		0

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	辰 巳 浩 司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員	
報告年月日	05.01.26(04.12.31 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0

徳田直彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	徳 田 直 彦	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	芦屋市議会議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～12.22	
報告年月日	04.12.22(04.12.22 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0

中貝宗治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	中 貝 宗 治	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	豊岡市長	
資金管理団体の指定の期間	01.01～02.04	
報告年月日	04.02.04(04.02.04 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0

新内竜一郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	新 内 竜 一 郎	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	伊丹市議会議員	
報告年月日	05.01.24(04.12.31 解散)	
1 収入総額		304,884
前年繰越額		304,884
2 支出総額		98,000
3 支出の内訳		
政治活動費		98,000

機関紙誌の発行その他の事業費		98,000
機関紙誌の発行事業費		98,000
濱口仁士後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	濱口仁士	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員	
資金管理団体の指定の期間	01.01～02.28	
報告年月日	04.02.28(04.02.28 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
姫路イノベーション研究会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	伊藤功一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	姫路市議会議員	
報告年月日	05.01.04(04.12.31 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
藪本政経懇話会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	藪本吉秀	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三木市長	
資金管理団体の指定の期間	01.01～03.30	
報告年月日	04.03.30(04.03.30 解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
山田義人後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	山田義人	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加東市長	
報告年月日	05.01.26(04.12.31 解散)	
1 収入総額		358,629
本年收入額		358,629
2 支出総額		358,629
3 本年收入の内訳		
寄附		358,629
個人分		358,629
4 支出の内訳		
経常経費		131,139
備品・消耗品費		131,139
政治活動費		227,490
機関紙誌の発行その他の事業費		227,490
宣伝事業費		220,990
その他の事業費		6,500
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
山田義人	358,629	加東市
収支報告書の要旨（その他政治団体）		
（単位 円）		

令和2年解散分

荒田幹夫後援会

報告年月日 03.03.09(02.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年解散分

青山けんじ後援会

報告年月日 04.02.18(04.02.17 解散)

1 収入総額	61,398
前年繰越額	61,398
2 支出総額	0

青山けんじを支援する会

報告年月日 04.02.18(04.02.17 解散)

1 収入総額	49,297
前年繰越額	49,297
2 支出総額	0

阿部計一後援会

報告年月日 04.02.03(04.02.02 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尼崎商工連盟

報告年月日 04.03.08(04.02.15 解散)

1 収入総額	581,896
前年繰越額	581,893
本年収入額	3
2 支出総額	56,934
3 本年収入の内訳	
その他の収入	3
一件10万円未満のもの	3
4 支出の内訳	
経常経費	6,944
事務所費	6,944
政治活動費	49,990
組織活動費	49,990

井口はじめ後援会

報告年月日 04.05.20(04.05.20 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

井出信後援会

報告年月日 04.03.01(04.03.01 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

稲田つねみ後援会

報告年月日 04.11.02(04.09.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

井上しげかず後援会

報告年月日 05.04.13(04.10.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

井上照章後援会

報告年月日 04.12.27(04.12.27 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

井上正治後援会

報告年月日 04.09.27(04.09.27 解散)

1 収入総額	46,115
前年繰越額	46,115
2 支出総額	0

WOMAN 7 NETWORK

報告年月日 04.04.20(04.04.15 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上田倫久後援会

報告年月日 04.03.25(04.02.28 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上畠のりひろ魚崎後援会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上畠のりひろ深江後援会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

OPEN宝塚

報告年月日 04.07.07(04.07.02 解散)

1 収入総額	29,019
前年繰越額	29,019
2 支出総額	29,019
3 支出の内訳	
政治活動費	29,019
寄附・交付金	28,819
その他の経費	200

岡本はるき後援会

報告年月日 04.07.12(04.07.12 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岡本安夫後援会

報告年月日 04.12.26(04.12.26 解散)

1 収入総額	23,876
前年繰越額	23,876
2 支出総額	0

垣内ひろあき後援会

報告年月日 04.01.26(04.01.26 解散)

1 収入総額	116,689
前年繰越額	116,689
2 支出総額	0

活動報告会

報告年月日 04.09.07(04.09.07 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

勝谷誠彦後援会

報告年月日 04.08.26(04.07.31 解散)

1 収入総額	1,005,711
前年繰越額	305,711
本年收入額	700,000
2 支出総額	700,000
3 本年收入の内訳	
寄附	700,000
個人分	700,000
4 支出の内訳	
政治活動費	700,000
その他の経費	700,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
勝谷友宏	700,000 尼崎市

金田峰生後援会

報告年月日 04.03.30(04.03.26 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岸田光広後援会

報告年月日 04.12.28(04.12.28 解散)

1 収入総額	200,000
前年繰越額	200,000
2 支出総額	0

岸本建樹後援会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

北山順一後援会

報告年月日 04.04.07(04.04.07 解散)

1 収入総額	318,626
前年繰越額	318,626
2 支出総額	318,626
3 支出の内訳	
経常経費	318,626
事務所費	318,626

元気な宝塚をつくる会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

県政に女性の声を届ける会

報告年月日 05.01.10(04.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

幸田勝治後援会

報告年月日 04.01.05(04.01.05 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

神戸元気ウーマンネット

報告年月日 04.10.05(04.10.04 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

神戸市政に新しい選択の会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

神戸大好き・あすのKOB Eを創る会

報告年月日 04.04.07(04.04.07 解散)

1 収入総額	37,922
前年繰越額	37,922
2 支出総額	37,922
3 支出の内訳	
経常経費	37,922
事務所費	37,922

小山ゆたか後援会

報告年月日 04.03.28(04.03.03 解散)

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
佐野剛志後援会	
報告年月日 04.02.01(04.01.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
市政を見直す会	
報告年月日 04.03.14(04.03.11 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
次世代未来党	
報告年月日 05.01.05(04.12.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
新生・輝く稲美をつくる会	
報告年月日 04.08.29(04.08.19 解散)	
1 収入総額	60,932
前年繰越額	60,931
本年収入額	1
2 支出総額	60,932
3 本年収入の内訳	
その他の収入	1
一件10万円未満のもの	1
4 支出の内訳	
政治活動費	60,932
寄附・交付金	60,932
新生兵庫をつくる会	
報告年月日 04.03.25(04.03.25 解散)	
1 収入総額	8,674,114
前年繰越額	8,644,426
本年収入額	29,688
2 支出総額	8,674,114
3 本年収入の内訳	
その他の収入	29,688
一件10万円未満のもの	29,688
4 支出の内訳	
経常経費	2,245,909
人件費	637,568
備品・消耗品費	425,135
事務所費	1,183,206
政治活動費	6,428,205
組織活動費	1,579,536
寄附・交付金	4,848,669
政治結社龍建義塾	
報告年月日 04.05.16(04.05.15 解散)	

1 収入総額	0
2 支出総額	0
政蘭会	
報告年月日 04. 11. 25(04. 10. 18 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
太友会	
報告年月日 04. 03. 14(04. 02. 28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
田尾しげる後援会	
報告年月日 04. 10. 14(04. 10. 14 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
たかお直人後援会	
報告年月日 04. 11. 07(04. 11. 01 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
高橋博後援会	
報告年月日 04. 02. 28(04. 02. 28 解散)	
1 収入総額	2,728
前年繰越額	2,728
2 支出総額	0
高原りょう後援会	
報告年月日 04. 03. 18(04. 03. 18 解散)	
1 収入総額	23,852
前年繰越額	23,852
2 支出総額	0
多久和桂子後援会	
報告年月日 04. 11. 17(04. 10. 27 解散)	
1 収入総額	96,526
前年繰越額	96,526
2 支出総額	0
竹内通弘後援会	
報告年月日 04. 04. 06(04. 03. 31 解散)	
1 収入総額	26,436
前年繰越額	26,436
2 支出総額	0
谷岡まさやを応援する会	
報告年月日 04. 04. 13(04. 03. 31 解散)	
1 収入総額	0

2 支出総額	0
田村和也を励ます会	
報告年月日 04.01.31(04.01.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
地域ファースト丹波ささやま	
報告年月日 04.10.18(04.10.18 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
椿野ひとし後援会	
報告年月日 04.03.31(04.03.31 解散)	
1 収入総額	9,356
前年繰越額	9,356
2 支出総額	9,356
3 支出の内訳	
政治活動費	9,356
寄附・交付金	9,246
その他の経費	110
遠山ゆたか後援会	
報告年月日 05.03.27(04.12.27 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川景太と尼から子どもの笑顔を増やす会	
報告年月日 05.01.10(04.12.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川たかゆき後援会	
報告年月日 04.03.22(04.02.28 解散)	
1 収入総額	37,950
前年繰越額	37,950
2 支出総額	0
中川ちょうぞうと政治を良くする会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川ちょうぞうを応援する会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川ちょうぞうをサポートする会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	

1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川ちょうぞうを支援する会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川ちょうぞうを力づける会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中川ちょうぞうを励ます会	
報告年月日 05.01.23(04.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
仲間一成後援会	
報告年月日 04.08.23(04.08.23 解散)	
1 収入総額	127,855
前年繰越額	127,855
2 支出総額	0
中野史子後援会	
報告年月日 05.01.04(04.12.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
西岡正後援会	
報告年月日 04.09.07(04.09.07 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
西濱益代後援会	
報告年月日 04.03.25(04.03.24 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
能見勇八郎後援会	
報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
登里伸一後援会	
報告年月日 04.03.31(04.03.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
原田ゆきひろ後援会	

報告年月日 04.01.26(04.01.26 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

日指英良後援会

報告年月日 04.01.12(04.01.12 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

久本和明と加古川を良くする会

報告年月日 04.09.14(04.08.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

菱田貴之後援会

報告年月日 04.11.30(04.11.26 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

兵庫県西播・姫路未来会議

報告年月日 04.09.16(04.09.09 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

兵庫県藤井基之薬剤師後援会

報告年月日 04.12.12(04.11.30 解散)

1 収入総額	74,374
前年繰越額	74,374
2 支出総額	74,374
3 支出の内訳	
政治活動費	74,374
寄附・交付金	74,374

兵庫県酪農政治連盟

報告年月日 04.02.21(04.01.31 解散)

1 収入総額	288,020
前年繰越額	288,019
本年收入額	1
2 支出総額	288,020
3 本年收入の内訳	
その他の収入	1
一件10万円未満のもの	1
4 支出の内訳	
政治活動費	288,020
機関紙誌の発行その他の事業費	42,020
その他の事業費	42,020
その他の経費	246,000

ひょう敏雄後援会

報告年月日 04.04.21(04.04.21 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平原こうや後援会

報告年月日 05.01.05(04.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤田ひろし後援会

報告年月日 05.01.07(04.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

フロンティア30

報告年月日 04.11.24(04.10.31 解散)

1 収入総額	1,042,961
本年収入額	1,042,961
2 支出総額	1,042,961
3 本年収入の内訳	
寄附	1,042,961
個人分	1,042,961
4 支出の内訳	
経常経費	405,690
光熱水費	5,690
事務所費	400,000
政治活動費	637,271
機関紙誌の発行その他の事業費	637,271
宣伝事業費	637,271
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
大塚展生	1,000,000 芦屋市
年間5万円以下のもの	42,961

蓬萊宗樹後援会

報告年月日 05.01.29(04.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

誇れるまち西宮をつくる会

報告年月日 04.02.25(04.02.23 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ほりもと章治後援会

報告年月日 04.04.15(04.04.15 解散)

1 収入総額	7,680
前年繰越額	7,680
2 支出総額	0

松本じゅんいち後援会

報告年月日 04.10.11(04.10.11 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

まるお行き後援会

報告年月日 04.08.26(04.08.26 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

三木の改革を継続する市民の会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	33,469
前年繰越額	33,469
2 支出総額	0

みんなが輝く伊丹をつくる会

報告年月日 05.01.05(04.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

森ゆき子後援会

報告年月日 04.12.20(04.12.15 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

柳生陽一後援会

報告年月日 04.05.10(04.05.09 解散)

1 収入総額	31,475
前年繰越額	28,012
本年收入額	3,463
2 支出総額	31,475
3 本年收入の内訳	
寄附	3,463
個人分	3,463
4 支出の内訳	
政治活動費	31,475
組織活動費	31,475
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	3,463

やなぎ歩後援会

報告年月日 04.03.28(04.03.28 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

やぶもと吉秀後援会

報告年月日 04.03.30(04.03.30 解散)

1 収入総額	22,473
前年繰越額	22,473

2 支出総額	0
山田哲也後援会	
報告年月日 05.01.05(04.12.31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
横田勉後援会	
報告年月日 04.05.02(04.05.01 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
吉井健二後援会	
報告年月日 05.03.27(04.10.06 解散)	
1 収入総額	119,359
前年繰越額	119,359
2 支出総額	0
吉田正之後援会	
報告年月日 05.04.10(04.12.30 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

労働委員会公告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、令和5年10月5日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公告する。

令和5年10月10日

兵庫県労働委員会
会長 米田耕士

氏名	関 歴	委嘱年月日
秋吉秀剛	兵庫県労働委員会公益委員 元兵庫県公館長	令和5年10月5日
浅田修宏	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和3年10月1日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
林 亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日
藤森泰宏	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人兵庫県生きがい創造協会副理事長兼事務局長	令和4年5月19日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成19年8月2日
大野義政	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員	令和5年10月5日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部顧問	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 JAMオークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
長谷川尚吾	兵庫県労働委員会労働者委員 日本製鉄広畑労働組合組合長	令和3年10月1日
長谷川孝之	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	令和5年10月5日
原 健二	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	令和5年1月12日
森山政行	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和3年10月1日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
白石順	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社サージ・コア顧問	令和元年9月26日
武井宏之	兵庫県労働委員会使用者委員 学校法人武井育英会育英高等学校理事長	令和3年10月1日
坪田一夫	兵庫県労働委員会使用者委員 姫路経営者協会相談役	平成29年9月26日

林 直 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会顧問	令和3年10月1日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社社長	平成25年8月27日
岡 秀 次	前兵庫県労働委員会公益委員	令和元年9月26日
余 田 大 造	前兵庫県労働委員会公益委員	令和3年10月1日
安 樂 雅 枝	前兵庫県労働委員会労働者委員	令和3年10月1日
那 須 健	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成23年8月18日
服 部 圭 司	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成25年8月27日
西 躰 和 美	兵庫県労働委員会事務局長	令和4年4月14日
近 藤 貴 彦	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	令和4年4月14日
山 田 晋	兵庫県労働委員会事務局審査課長	令和5年4月13日

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和5年10月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村 井 紀 之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
よう撃捜査支援装置（映像伝送型）30式貸貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月26日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
811,250円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和5年8月15日

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
指掌紋情報管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年9月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所  
神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額  
11,974,380円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年8月15日

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県警察総合情報システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月26日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所
神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額
1,699,500円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年8月15日